

# 佐渡市「地域おこし協力隊」募集要項【会計年度任用職員】

令和4年2月17日

## 1 募集概要

佐渡市は、日本海の中央、新潟県の北西に位置し、周囲280kmに及ぶ海岸線は変化に富み、美しい景観を形成しています。人口は約5万2千人、面積は855km<sup>2</sup>で、東京23区の約1.4倍の日本最大級の離島です。

当市では、これまでに48名の地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を採用し、現在16名の隊員が活動しています。地域の特徴にあわせて、地域資源を活用した地域づくり、農作業の支援、交流人口の増加、それらの情報発信などの多様な活動を行っており、退任後も6割以上の方が佐渡市内に定着しています。

人口減少、高齢化等の進行が著しい当市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住および定着を図り、もって地域の活力の維持、強化につなげるため、市の施策推進のための地域協力活動（以下「地域活動」という。）に取り組む隊員を募集します。

## 2 募集人数 11名

※この公募は令和4年度の関連予算の成立を前提に行うものです。

## 3 応募資格

次のすべてに該当する人が応募できます。

- (1) 生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）にあり、隊員として採用後、佐渡市に住民票を異動することができる者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する以下の欠格条項に該当しない者
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ・ 佐渡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
  - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職において、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
- (3) 心身ともに正常な状態で誠実に地域活動ができる者
- (4) 地域活動に深い理解および熱意を有する者
- (5) 地域行事などに積極的に参加できる者
- (6) 佐渡市内に定住する意欲のある者
- (7) 普通自動車運転免許を有する者
- (8) パソコンの一般的な操作ができる者

## 3 任用形態等

- (1) 任用形態 佐渡市会計年度任用職員（パートタイム）として採用します。
  - \* 詳細な勤務条件は、佐渡市会計年度任用職員に関する諸規定によります。
- (2) 任用期間 年度単位での任用（最長3年まで）
  - \* 採用の日から令和4年3月31日までを最初の雇用期間とし、活動実績により更新します。（最長3年まで）
  - \* 隊員としてふさわしくないと判断した場合や、佐渡市会計年度任用職員の退職等に関する要綱第4条に該当する場合、任用期間内であってもその職を解くことができるものとします。

- (3) 勤務日・時間 ① 勤務日は、原則月曜日から金曜日とし、8:30 から 17:00 まで（休憩 1 時間）の 1 日 7 時間 30 分とします。
- ② 休日は、土日、祝日とします。
- ③ 活動内容により、勤務日、勤務時間帯は変動します。
- ④ 上記の勤務形態を基本としますが、勤務時間、日数について希望がある場合は、活動内容を踏まえて検討しますので、応募前にご相談ください。

#### 4 地域活動内容（市連携部署）

- (1) 支所・行政サービスセンター拠点化推進（両津・相川・佐和田・新穂・畑野・真野・小木・羽茂・赤泊の市役所各支所・行政サービスセンター 各 1 名）
- (2) 棚田地域の振興（農業政策課・佐渡棚田協議会）
- (3) スポーツ推進支援（社会教育課）

\* 活動内容詳細については、別紙の各活動内容を参照してください。

#### 5 報酬および福利厚生等

- (1) 時間単価 1,018 円とし、そのほかに通勤手当、期末手当等があります。
- (2) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）は、佐渡市会計年度任用職員に関する規則に準じ加入します。
- (3) 有給休暇は、佐渡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に準じ取得できます。
- (4) 住宅は、採用者自身で選定した住居について市が借り上げ、家賃は月額 27,000 円まで市が負担します。光熱水費は自己負担となります。
- (5) 活動に使用する公用車およびパソコン等事務機器は市が用意します。ただし、事務所への通勤（距離に応じ通勤手当支給）や活動以外での移動手段（自家用車等）は、隊員本人がご用意ください。
- (6) 地域活動に必要な出張等を行う場合は、佐渡市の規定に基づき旅費を支給します。
- (7) 地域活動に要する経費（消耗品費、研修費等）は、市が負担します。

#### 6 サポート体制

- (1) 応募前に市連携部署との意見交換等を希望する場合は、調整を行いますので、佐渡市地域振興課までご連絡ください。
- \* 意見交換等を実施する際の交通費等必要な経費は希望者の負担となります。
- (2) 市連携部署で、隊員の受け入れや地域活動をサポートします。
- (3) 毎月、隊員および関係者等との連絡会議を開催します。
- (4) 協力隊の任期終了前 1 年、終了後 1 年以内の間に、市内への定着・定住を図るための起業・事業継承にかかる経費の一部（補助率 4 分の 3、100 万円上限）を隊員本人に助成する事業を実施しています。

#### 7 応募手続およびお問い合わせ先

- (1) 応募期間 随時受け
- (2) 提出書類
- ① 佐渡市地域おこし協力隊応募申込書（様式第 1 号）
- ② 履歴書（指定書式）
- ③ 住民票
- ④ レポート（2,000 字程度、任意書式）
- レポートテーマ：この地域活動を選んだ理由、地域活動に活かせる経験と着任して取り組みたいこと
- ※レポート内容に配属希望活動、希望理由を明記してください。
- ⑤ 普通自動車免許証の写し

⑥ その他資格等を証明するものの写し（該当がある場合のみ）

\* 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(3) 応募・お問合せ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市役所 地域振興課 地域振興係

電話：0259-63-4152 FAX：0259-63-2750

佐渡市お問合せフォーム：

<https://www.city.sado.niigata.jp/ques/questionnaire.php?openid=18>

※お問合せフォームでは応募できません。問合せ用にのみ利用可能です。



## 8 選考方法

(1) 一次選考：書類選考

応募受付後、3週間程度で合否の結果を通知します。

(2) 二次選考：配属希望地域による面接

一次選考結果通知の際に実施日を通知します。

二次選考終了後、2週間程度で合否の結果を通知します。

\* 提出書類の郵送料、面接に要する交通費、宿泊費など本応募に要する経費は応募者の負担となります。